

第4号議案 2017年度実施計画（案）

一 2017年度 基本方針

社会福祉の支援を必要とする現場（人や地域）はますます多様化して広がることが予想される。ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、各現場において多職種協働・連携のつなぎ役（調整役）だけでなくソーシャルワークの機能を発揮し、地域包括ケア、や本人の意思決定支援の実現、さらに、生活困窮者や子どもの貧困対策等に取り組んでいくために会員の資質向上や支援、行政や各関係団体との連携促進を図る。

<2017年度 本部の重点目標>

- 1) 会員支援の充実
- 2) 研修事業の整理
- 3) 社会福祉士養成校や他職種団体、関係機関との連携
- 4) 事務局体制の充実強化

【背景】

国は地域共生社会の実現に向け「我が事・丸ごと」の体制構築を進めており、その中で地域共生社会の実現に必要な体制の構築として「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」を挙げ、この構築には①クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能、②クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能、③機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能、④制度や施策の改善・発展、または社会全体の変革を促すための機能など、ソーシャルワークの機能がますます求められるとしている。一方でソーシャルワークの担い手として社会福祉士を配置することのメリットに対するエビデンスも求められるとしている（厚生労働省平成29年2月7日第9回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門員会資料より）。

そうした中、社会福祉士の専門性を研鑽するしくみとして社会福祉士会独自の生涯研修制度を始め、2012年度からは認定社会福祉士制度が創設され、その体制づくりが進んでいる。ソーシャルワークの担い手を育成する職能団体として会員及び社会からも必要とされる組織づくりが求められている。